

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 65 号

函館市地域体育施設条例の一部改正について

函館市地域体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市地域体育施設条例の一部を改正する条例

函館市地域体育施設条例（平成 16 年函館市条例第 126 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「函館市古部体育館，函館市古部グラウンド，」を削り，「体育館等」を「プール等」に改め，同条第 2 項第 1 号および第 2 号中「体育館等」を「プール等」に改める。

別表第 1 中

函館市恵山運動広場	函館市川上町 5 1 1 番地	を
函館市古部体育館	函館市古部町 2 5 2 番地 3	
函館市古部グラウンド	函館市古部町 2 5 2 番地 3， 2 6 5 番地 1， 2 6 6 番地 2， 2 6 9 番地 2， 2 7 0 番地 1 お よび 3 9 1 番地 1	
函館市恵山運動広場	函館市川上町 5 1 1 番地	に

改める。

附 則

この条例は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

古部体育館および古部グラウンドを廃止するため